



税務と経営

編集発行人
税理士
村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和7年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月16日
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

国 税／6月決算法人の中間申告

3月2日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

3月2日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付

3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日
23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
.

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
市町村の条例で定める日

所有不動産記録証明制度 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。



所得税・相続税

「生計を一にする親族」の判定基準

所得税や相続税の申告において、「生計を一にする親族」の判定は控除や特例の適用に直結します。同居・別居の有無だけでなく、生活費の送金など実態に基づく判断が求められますので、所得税・相続税それぞれの判定基準と留意点を整理します。



所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告では、申告する納税者の個々の事情を税額の計算に反映させ、それぞれの担税力に沿った納税額を算出するために、各種の所得控除が設けられています。その適用に当たり、「生計を一（いつ）にする親族」を適用対象とする控除があります。

所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告では、申告する納税者の個々の事情を税額の計算に反映させ、それぞれの担税力に沿った納税額を算出するために、各種の所得控除が設けられています。その適用に当たり、「生計を一（いつ）にする親族」を適用対象とする控除があります。本特例でも「被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族」が居住していた宅地等が、その対象に含まれています。

所得税等または相続税のいずれにおいても「生計を一にする親族」の要件を正しく理解することは税額計算を大きく左右する重要な要素です。本号では、「生計を一にする親族」の具体的な判定基準を、所得税等と相続税ごとにみていきます。

1 所得税等における判定基準

所得税法上設けられている各種の所得控除について、「生計を一にする親族」が適用要件となるものは「次頁表1」のとおりです。なお、税法上の「親族」とは、「六親等内の血族」、「配偶者」、「三親等内の姻族」をいうものとされています。

そして所得税法等では、「生計を一にする親族」とは次のよう規定されています。

・ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、

「生計を一にする親族」と取り扱う。

2 相続税・小規模宅地等の特例の適用における判定基準

・ 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族であっても、①その親族が勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にすることが常例となっている場合、②これら

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用または居住の用に供されていましたは、相続税の課税価格に該当するものは、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定

を「一にする親族」と取り扱う。以上のとおり、「生計を一にする親族」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居していても、生活費を送金するなどして「同じ財布」で生活しているれば生計を一にする親族と認められることになります。

別居している親族の生活費や療養費を送金して、その親族を年末調整において扶養控除の対象にするような場合は、銀行振込や現金書留の送金控を保管し、必要に応じて、源泉徴収義務者にその控えを提示し、確認を受けることができるよう準備しておく必要があります。

割合を減額することができます。被相続人と生計を一にしていた相続人が適用することができる特例の適用要件は【下表2】のとおりです。

小規模宅地等の特例適用に当たり、「生計を一にする親族」との要件の判定基準は所得税法上の基準と同一ですが、二世帯住宅に居住する親子の相続について、生計を一にする親族として小規模宅地等の特例が適用で争われた裁決事例があります。

【参考資料】
国税庁
タックスアンサー
No.1180
扶養控除



- 生計を一にする親族に該当するかどうかの判定は、
子のある方と再婚した場合にその子を扶養控除の対象にできるか？（その子が16歳以上で所得が一定額以下、再婚后の両親と生計を一にしていれば控除対象）
 - 離婚後、養育費を負担している子を扶養控除の対象にできるか？（養育費が扶養義務の履行として一定の年齢までに限って支払うものであれば、生計を一にしているとして控除対象にできる）
- この事例では、1階に子が居住、2階に被相続人が居住していました。しかし、①建物の構造上、それぞれ独立した居宅となつていてること（区分登記あり）、②水道光熱費や生活費も独立していったことなどから、相続人である子については小規模宅地等の特例にいう「被相続人の居住の用に供されている宅地に同居する親族」とも「生計を一にする親族」とも認められないと認定されました。

同じ建物に居住している親にいきなり認定されましたが、「同じ財布」で生活していける親族がなければ、「生計を一にしていける親族」となります。

「生計を一にする親族」とは認められないことが示された事例です。

3 まとめ

【表1】生計を一にする親族であることが適用要件とされる所得控除（令和7年分）

項目	控除名称	適用対象となる親族等の要件
1	雑損控除	損害を受けた資産の所有者が、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、年間総所得金額等が58万円以下であること
2	医療費控除	支払った医療費が納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費であること
3	社会保険料控除	支払った社会保険料が納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料であること
4	障害者控除	納税者と生計を一にする配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者であること
5	ひとり親控除	納税者が、年間合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子（他の人の配偶者や扶養親族とされている者を除く）を有すること
6	配偶者控除	納税者と生計を一にし、年間合計所得金額が58万円以下の配偶者であること（内縁関係・事業専従者を除く）
7	配偶者特別控除	納税者と生計を一にし、年間合計所得金額が58万円超133万円以下の配偶者（内縁関係・事業専従者を除く）であること ^{注2)}
8	扶養控除	納税者と生計を一にする16歳以上で、年間合計所得金額が58万円以下の親族（事業専従者を除く）であること
9	特定親族特別控除	納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満で、年間合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（配偶者、事業専従者を除く）であること

（注）他に、①夫婦間で相互に配偶者特別控除を適用していないこと、②配偶者が親など別の親族の源泉徴収において扶養親族として控除を受けていないなどの要件があります。

【表2】被相続人と生計を一にしていた相続人が適用することができる小規模宅地等の評価の特例

対象となる宅地等	要件	限度面積と評価額の減額割合
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等（特定事業用宅地等に該当する宅地等）	① 相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。 ② その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。	限度面積 400m ² 減額割合 80%
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等（特定居住用宅地等に該当する宅地等）	① 被相続人の配偶者については取得者の要件なし。 ② 被相続人と生計を一にしていた親族については、相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。	限度面積 330m ² 減額割合 80%

外国人技能実習生等を使用する事業場の状況

厚生労働省が公表した「技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導・送検等の状況」によると、令和6年に監督指導を受けた事業場のうち、技能実習生を使用する事業場では約73%（11,355件中8,310件）、特定技能外国人を使用する事業場では約76%（5,750件中4,395件）で労働基準関係法令違反が確認されました。

違反内容の上位は、いずれの事業所でも「機械設備等の安全基準違反」、「割増賃金の未払い」、「健康診断後の医師意見聴取の未実施」などで、安全衛生・賃金・健康管理の各分野における法令遵守の取組不足が明らかになりました。

また、重大・悪質なケースとして、技能実習関係で16件、特定技能関係で7件が送検されています。これらの事例は、安全

教育の欠如や危険作業の放置、過重労働、賃金未払いなどが中心であり、企業の管理体制の課題が浮き彫りとなりました。

外国人技能実習生や特定技能外国人を受け入れる事業所においては、まず労働安全衛生への対応が最優先といえます。機械設備の安全基準を満たし、実習生に対する安全教育を徹底することが不可欠です。

加えて、時間外労働や休日労働に対する割増賃金の正確な支払い、健康診断の結果に基づき医師の意見を聴取し、必要な措置を講じることが求められます。

また、雇用契約や就業条件が在留資格や技能実習計画の内容と一致しているかを確認し、言語・文化の違いを踏まえた説明や相談体制の整備を行っていくことも重要です。

監督指導の結果からも明らかのように、法令違反が生じる可能性は依然として高いため、自社の労務管理体制を点検し、記録・是正措置を通じて法令違反の防止に努めていきましょう。

2月の労務 ピックアップ

〈年金制度改革〉 高年齢労働者の活躍支援

令和8年4月より、在職老齢年金制度が改正されます。この制度は高齢の労働者が働きながら老齢厚生年金を受給し、報酬と年金の合計が一定額（支給停止調整額）を超えるときに、年金額の全部または一部が支給停止となる仕組みです。この支給停止調整額が月額62万円（令和6年度価格）に引き上げられます（令和7年度は51万円）。

年金受給額を勘案しながら、就労日数や就業時間の調整を希望する高年齢労働者もありますので、人事・労務の担当者は今回の改正内容を把握したうえで、相談に応じるための準備を行っていくとよいでしょう。

現在：報酬47万円+厚生年金10万円=57万円→支給停止調整額51万円を超える額(6万円)の1/2を支給停止

改正：合算額57万円が、支給停止調整額62万円を超えないため、全額支給



女性活躍推進に向けた公表義務の改正

日本における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にあります。他の先進国と比較すると依然として大きい状況にあります。

拡大されます（これまで30人以上の企業が公表を義務付けられていました）。

また、新たに「女性管理職比率」についても101人以上の企業に公表を義務付けることとされました。

従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。